

普通貯金および貯蓄貯金のご利用の停止等に係る期間について

一定の期間ご利用のない普通貯金口座、貯蓄貯金口座については、不正に入手されたうえ犯罪に利用される事例が見受けられます。このため、普通貯金および貯蓄貯金のお取引、およびキャッシュカードのご利用につきましては、次の期間、お客さまによるご利用のない場合には、貯金取引を停止または貯金口座を解約させていただく場合があります。

なお、貯金取引が停止された貯金口座について改めてご利用を希望される場合には、通帳およびキャッシュカードをご持参のうえ、本人確認書類を添えて窓口へお申出ください。

また、解約させていただいた貯金口座に残高があった場合には、所定の手続きによりお支払いいたしますので、窓口へお申出ください。

○ 貯金取引のご利用が停止される場合

最終の預入れまたは払戻しから5年間利息決算以外の入出金がない残高1千円未満の貯金口座につきましては、ご利用を停止させていただくことがあります。

この場合、預入れ・払戻しのほか、振込入金、口座引き落とし等ができなくなります。

○ 貯金口座が解約となる場合

最終の預入れまたは払戻しから10年間利息決算以外の入出金がない残高1千円未満の貯金口座につきましては、お客様にご通知のうえ解約させていただくことがあります。

○ キャッシュカードのご利用が停止される場合

最終の預入れまたは払戻しから3年間利息決算以外の入出金がない残高1千円未満の貯金口座につきましては、キャッシュカードの利用を停止させていただくことがあります。

詳しいことは、窓口へお問い合わせ下さい。

平成19年4月1日

あいち海部農業協同組合